京都市告示第４９１号

地方自治法施行令第１５８条第１項の規定に基づき，次の者を京都市公金収納受託者として，公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成２４年３月３０日

京都市長　門川　大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社　日本医療事務センター	京都市児童福祉センター診療所における医療事務委託に係る公金徴収事務	平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日まで

（保健福祉局子育て支援部児童福祉センター）